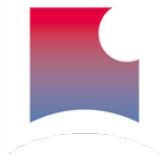


National
Parks
of Japan



国立公園におけるクマ被害対策について

国立公園におけるクマ被害対策の概要

1. クマ被害対策パッケージにおける位置づけ

以下が関連する取組として位置づけられている。

項目	内容
国立公園におけるクマへの安全対策強化	各国立公園におけるクマ対策マニュアル作成や、国立公園のキャンプ場等における電気柵やフードロッカーの設置などの安全対策の強化を図る
インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信	SNSや国立公園のビジターセンター等を通じて、インバウンドを含む登山客等に対し、クマへの注意喚起や出没情報等について多言語で発信する

2. 今年度の被害等の状況

5件6名の被害(うち1名死亡)を把握。

日時	国立公園名	場所	概要
15/14	中部山岳	富山県立山町称名滝	遊歩道上で、観光客2名が襲われ、負傷
25/17	秩父多摩甲斐	東京都奥多摩町三木戸山	登山道上で、留学生が襲われ、負傷
36/24	十和田八幡平	青森県青森市八甲田地区	タケノコ採りの入山者が、腰・両足を負傷
46/29	十和田八幡平	青森県青森市八甲田地区	タケノコ採りで入山者が、クマに襲われたことで死亡したと見られる被害が発生
57/7	秩父多摩甲斐	東京都檜原村鞆口峠	登山道上、向かってきたクマにバランスを崩し滑落
67/9	知床	北海道斜里町	登山者が追いかけられた(ケガなし)

直近で実施又は予定している主な取組

項目	内容	目途
国立公園におけるクマへの安全対策強化	国立公園におけるクマ被害対策の手引書作成	内部向け:4月作成 公表:7月中
	各公園におけるマニュアル等の作成・改定(13地域で予定)	夏季～秋季目安に 順次実施
	ハード整備(野営場における電気柵、フードロッカー等)、研修会開催等、環境管理、巡視体制強化	



VCにおけるクマスプレーレンタルの実施



野生動物対策用のゴミ箱設置



園地における見通しの確保 2

直近で実施又は予定している主な取組

項目	内容	目途
インバウンドを含めた登山客等への多言語による情報発信	・VC等における目撃情報の集約・発信 ・利用者へ確実に注意喚起を図るため、利用者の出没情報等へのアクセス確保・向上の取組 ・取組が進んでいることの周知	順次実施



VCにおける目撃情報の集約発信



登山口における情報提供施設の整備



SNSによる情報発信

国立公園におけるクマ被害対策の手引きの概要

作成目的

国立公園におけるクマの被害対策の基本方針を示し、各国立公園におけるクマの出没防止や問題個体発生時等の対応マニュアルの作成や体制構築の一助になること。

(前回会議での議論)

- ・ 環境省職員や都道府県等、公園管理者向けの内部文書として想定している旨を説明。
- ・ 委員から、内容をよりよくするために、公開し、関心の高い者から意見をもらってはとの助言をいただいた。

目次

第1章 この手引きについて

1. 手引書作成の背景と目的

第2章 国立公園におけるクマへの対策の基本方針

1. 国立公園におけるクマへの対策の基本方針

2. 各国立公園における対策方針の考え方

第3章 マニュアル作成等の手引き

1. 本章の構成と各国立公園におけるマニュアル作成等の考え方

2. 目標、方針 3. 関係機関との連携 4. ゾーニング

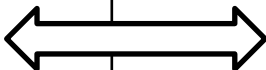
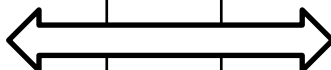
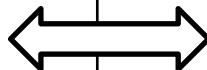
5. 出没防止対策 6. 出没時の対応

7. 出没時の情報収集と連絡体制

8. 問題個体発生時の対応

9. 公園利用者への普及啓発・情報発信

国立公園におけるクマ被害対策の手引書の概要

項目	記載内容の概要							
対策の基本方針	クマの主要な生息地である国立公園においては、クマの保護を基本として、利用する側が遭遇防止対策や出没防止対策を徹底することで安全安心な利用環境づくりに努める。また、問題個体の出没等の事案が発生した場合は、施設管理者や公園利用者を含む公園関係者の安全を確保するために捕殺を含む対応を可能な限り行っていく。							
	(1)クマを知る (2)クマに出会わない (3)問題個体を生み出さない (4)問題個体に対処する							
ゾーニング	本手引書における エリア区分ごとの対策方針						(参考) 特定計画ガイドライン におけるゾーン区分の該当目安	
							排除 エリア	管理強化 エリア
	利用 拠点 エリア	概要	集団施設地区、キャンプ利用型の野営場、居住地					
		対策 方針	・誘引物管理や環境整備を実施 ・公園利用者にクマに関する情報を発信 ・問題個体が発生した場合は捕殺対応が基本 ・居住地等で、地元自治体が既存の計画やマニュアルを整備している場合は、その方針に準拠					
	中間 エリア	概要	園地、探勝歩道、登山基地型の野営場					
		対策 方針	・利用者個人による遭遇防止対策に加え、誘引物管理や環境整備による遭遇防止対策を実施 ・問題個体発生の場合、捕殺も含めた出没対応を実施					
	山岳 エリア	概要	登山道、登山野営地型の野営場					
		対策 方針	・個人による遭遇防止対策が基本 ・問題個体発生の場合、捕殺も含めた出没対応を実施					